

(案)

平成 23 年 5 月 11 日

神戸市長 矢 田 立 郎 様

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会  
委員長 伊多波 良 雄

意 見 書

地方独立行政法人神戸市民病院機構より申請のあった、重要な財産の譲渡の認可について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 44 条第 2 項の規定に基づく、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 44 条に規定する重要な財産の譲渡の認可については、意見の申し出はない。